

## 第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画の概要

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）は、鳥獣の保護及び管理を図るとともに、生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、人と自然の共生を図ること等を目的とした法律である。

第 1 2 次鳥獣保護管理事業計画は、平成 2 8 年 1 0 月に国の基本指針が改正されたことを受け、県が鳥獣保護法第 4 条の規定に基づき、基本指針に即して、計画を策定するものである。

### 第 1 計画の期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで（4 年間）

### 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

#### 1 鳥獣保護区の指定

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全すべき地域について、利害関係人や関係団体等の合意を得ながら、既指定保護区の維持を基本に、鳥獣保護区の指定等を行う。指定期間は 1 0 年とする。

・既に指定し、計画期間内に更新の時期を迎える 5 6 箇所（鳥獣保護区のうち、指定理由の消滅した 1 箇所を除き（廃校した小学校の鳥獣保護区）、5 5 箇所を更新する。

指定区分		11 次計画 終了時	12 次計画期間中の変動					12 次計画 終了時	
			新規 指定	更新(拡大、縮小含む)			期間 満了		
				更新	拡大	縮小			
森林鳥獣	箇所数	63		31	31		1		63
生息地	面積(ha)	64,635		23,972	23,986		△14		64,621
集団渡来 地	箇所数	2		1	1				2
	面積(ha)	4,947		4,694	4,694				4,947
身近な鳥 獣生息地	箇所数	38		23	23			△ 1	37
	面積(ha)	14,552		9,166	9,166			△ 1	14,551
計	箇所数	103	0	55	55	0	1	△ 1	102
	面積(ha)	84,134	0	37,846	37,846	0	△14	△ 1	84,119

#### 2 特別保護地区の指定

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域について、特別保護地区として 6 箇所を指定している。なお、今回の計画期間内において、期間満了を迎える特別保護地区はない。

・ 既指定特別保護地区 6 箇所 6 1 3 h a

### 3 休猟区の指定計画

特定鳥獣管理計画に基づき、特定鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）を狩猟することができる「特例休猟区」を指定する。

指定期間は3年とし、更新はしない。

- ・ 特例休猟区の指定 22箇所 29, 350ha

### 4 鳥獣保護区等の整備等

- ・ 鳥獣保護区の位置等を表示するための標識案内板を350本程度整備する。

## 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

鳥獣の人工増殖については、キジの増殖が図られるよう努める。また、キジの放鳥については、放鳥の効果と影響を勘案して放鳥事業の実施を判断する。

## 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣を、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、指定管理鳥獣、一般鳥獣の5区分とし、保護管理の考え方は以下のとおりとする。

- ・ 希少鳥獣については、レッドデータブックくまもと2014において絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に定められた鳥獣等の存続を図る。
- ・ 狩猟鳥獣については、生息状況や農林水産業被害等の把握に努める。
- ・ 農林水産業等に被害を及ぼす外来鳥獣については、根絶することを基本とする。
- ・ 指定管理鳥獣については、適正な管理を図るため、第二種特定鳥獣管理計画に基づく、指定管理鳥獣捕獲等事業の積極的な実施に努める。
- ・ その他の一般鳥獣については、生息状況の把握に努め、適切な保護管理に努める。

### 2 鳥獣の捕獲等又は鳥獣の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### (1) 愛がん飼養を目的とする捕獲の許可

鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣の乱獲を助長する必要があることから、鳥獣の愛がん目的の捕獲は許可しない。

#### (2) とらばさみを使用した方法での許可申請

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定する。

#### (3) オオタカの捕獲許可について

種の保存法の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。

#### (4) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

### 3 目的別の捕獲許可の基準

#### (1) 学術研究を目的とする場合

学術研究を目的とする場合において、理学、農学等の研究者等を許可対象者とし、1年以内を許可期間とするなどの基準を設ける。

#### (2) 鳥獣の保護を目的とする場合

- ・ 第一種特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の保護の目的
- ・ 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

#### (3) 鳥獣の管理を目的とする場合

・ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的とする捕獲許可の基準について、以下の許可基準を緩和し、被害防止を図る。

①許可対象者（従事者）は、狩猟者登録を必要としていたが、資格要件を緩和し、狩猟者登録を要しないこととした。

②銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ、狩猟免許所を有しない者も許可対象者（従事者）となることのできることにした。

ア 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア、カラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合

・ 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合

・ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合

イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合 など。

#### ③鳥獣の種類ごとの許可基準

捕獲許可基準の緩和

- ・ タヌキ等について、捕獲許可日数、1人当たりの捕獲数を緩和した。

## 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具（銃）使用禁止区域の指定

都市化の進展、市街地の拡大を含む居住環境の変化、住民に危険が及ぶと想定されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ、銃器等を使用禁止とする区域の指定等を行う。なお、既に指定し、計画期間内に終期を迎え

る20箇所を再指定する。

- ・ 特定猟具（銃）使用禁止区域の再指定 20箇所 8,548ha
- ・ 特定猟具（銃）使用禁止区域の新規指定 0箇所 0ha
- ・ 特定猟具（銃）使用禁止区域の期間終了 0箇所 0ha

## 2 指定猟法禁止区域

現在指定している八代と不知火の鉛製銃弾使用禁止区域については、今後も指定継続を基本とする。

## 第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

ニホンジカ及びイノシシの生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化しているため、特定計画を策定し、狩猟期間の延長や特例休猟区の指定等を実施するとともに、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）許可基準の緩和等により、個体群の管理を図る。

計画名	計画作成の目的	計画期間	対象区域	計画の目標	主な特徴
第二種特定鳥獣管理計画 (ニホンジカ)	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な保護管理を広域的・継続的に推進	H30.4.1～ H34.3.31	県内全域	○県内の最終生息目標頭数を7千頭とする。	○狩猟期間の変更 11月15日～2月15日を 11月1日～3月15日に変更 ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定 ○規制する猟法の規制解除 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の規制を解除 ○第二種特定鳥獣管理計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
第二種特定鳥獣管理計画 (イノシシ)	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な保護管理を広域的・継続的に推進	H30.4.1～ H34.3.31	県内全域	○イノシシによる農林産物被害額を1億5千万円まで抑える。	○狩猟期間の変更 11月15日～2月15日を 11月1日～3月15日に変更 ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定 ○規制する猟法の規制解除 輪の直径が12cmを超えるくくりわなによる狩猟の規制を解除 ○第二種特定鳥獣管理計画に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

鳥獣の生息状況調査を、関係団体等の協力を得て実施する。

### 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

- (1) 鳥獣生息分布調査・・・鳥獣の種類、生態等の状況、出現の季節等を継続的に調査し、保護及び管理を図るうえで、特に重要な種は、最新の調査に基づく鳥獣生息分布の把握に努める。
- (2) ガンカモ類一斉調査・・・鳥類の主な渡来地について、生息数や飛来時期等や越冬状況を明らかにするため、一斉調査を実施する。

- (3) 狩猟鳥獣生息状況調査・主要な狩猟鳥獣については、狩猟等による生息状況及び生息環境の変化の状況を調査する。
- (4) 生息状況調査・・・・・・・・第二種特定鳥獣であるニホンジカの生息状況を把握し、今後のシカ個体群の保護及びその管理事業に必要な調査を行う。

## 第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

鳥獣行政担当職員には、鳥獣保護管理事業計画の内容、生息状況、狩猟者登録を受けた物の数等を勘案し、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を配置するよう努める。

### 2 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理員（60人）は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、鳥獣の管理に関する助言等とする。また、計画的な研修の実施による専門的知識の向上を図る。

### 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

#### (1) 方針

鳥獣の保護及び管理の担い手は、研修等において技術の向上を図り、狩猟者並びに鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成を図るよう努める。

#### (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保

指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として、鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、地域の鳥獣の管理の担い手として育成する。

### 4 取締り

違法捕獲、飼養等の取締りについては、警察当局や鳥獣保護管理員、また必要に応じて市町村とも連携して取り組む。

## 第9 その他

### 1 傷病鳥獣救護への対応

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心として、日本野鳥の会、動物病院、関係民間団体等と連携しながら進める。

### 2 感染症対策

人獣共通感染症の発生に備え、関係機関との連絡体制や野鳥のウイルス保有状況調査等の実施体制を整備する。

### 3 普及啓発

鳥獣の保護管理や法令遵守の徹底等について、関係団体への指導を行うとともに、県及び市町村の広報誌、ホームページ等により周知徹底を図る。

#### ・安易な餌付けの防止

鳥獣への餌づけが生態系や鳥獣保護管理への影響を与えるおそれがあるため、安易な餌づけの防止についての普及啓発に努める。